

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【事業年度】 第84期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳澤英二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 久能忠生

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 久能忠生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本化学産業株式会社大阪支店
(大阪市中央区上町一丁目23番10号)
日本化学産業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月
売上高 (百万円)	16,976	18,120	23,013	32,021	24,329
経常利益 (百万円)	1,930	2,361	3,171	3,610	1,459
当期純利益 (百万円)	1,022	1,616	1,879	2,087	634
純資産額 (百万円)	14,958	16,680	18,481	19,879	19,588
総資産額 (百万円)	19,651	22,182	25,487	26,377	23,738
1株当たり純資産額 (円)	770.75	863.51	945.35	1,008.93	994.29
1株当たり当期純利益 (円)	51.05	81.97	97.03	106.28	32.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	50.76	81.63	97.01		
自己資本比率 (%)	76.1	75.2	72.5	75.4	82.5
自己資本利益率 (%)	7.04	10.22	10.69	10.88	3.22
株価収益率 (倍)	12.05	12.52	9.89	7.05	13.96
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	962	1,828	276	683	5,978
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,968	888	1,889	870	1,209
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	67	395	123	115	613
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,833	3,382	1,119	1,081	5,141
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	567 (82)	555 (98)	600 (113)	704 (116)	770 (95)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成20年3月期以降は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月
売上高 (百万円)	16,489	17,331	21,813	30,409	23,096
経常利益 (百万円)	1,711	1,874	2,898	3,247	1,230
当期純利益 (百万円)	802	1,233	1,786	2,023	627
資本金 (百万円)	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
発行済株式総数 (千株)	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680
純資産額 (百万円)	14,693	16,013	17,623	18,860	18,971
総資産額 (百万円)	19,202	21,288	24,242	24,982	22,823
1株当たり純資産額 (円)	757.08	828.89	901.45	957.24	962.98
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	10.00 (3.00)	12.00 (5.00)	14.00 (5.00)	16.00 (7.00)	16.00 (8.00)
1株当たり当期純利益 (円)	39.71	62.06	92.23	103.01	31.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	39.49	61.81	92.20		
自己資本比率 (%)	76.5	75.2	72.7	75.5	83.1
自己資本利益率 (%)	5.59	8.03	10.62	11.09	3.32
株価収益率 (倍)	15.49	16.53	10.41	7.27	14.14
配当性向 (%)	25.2	19.3	15.2	15.5	50.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	316 (82)	315 (98)	322 (113)	330 (116)	339 (95)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年3月期の1株当たり配当額12円には、日本化学産業株式会社の社名で発足満60年の記念配当2円を含んでおります。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成20年3月期以降は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員数を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
大正13年10月	東亜化学工業株式会社設立、洗剤・硬水軟化剤を販売。
昭和21年4月	日本化学産業株式会社に改称、鍍金薬品・研磨剤・洗剤を販売。
昭和23年1月	柳澤有機化学工業所を買収し製造と販売の一元化を図る。
昭和27年6月	大阪支店を開設、名古屋以西の市場開拓を図る。
昭和31年12月	名古屋出張所開設。(昭和38年10月支店昇格)
昭和35年10月	埼玉県草加市に埼玉工場・研究所を建設。
昭和36年10月	当社株式、東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年7月	アルミスパンドレル成型加工・アルミ表面処理業務開始。
昭和42年1月	埼玉県草加市に青柳工場を建設。
昭和45年12月	アルミ製よろい戸を開発、製造販売をはじめ。
昭和49年4月	組織の整理統合を図り事業部制導入、アルミ事業部発足。
昭和50年7月	薬品事業部発足。
昭和52年12月	福島県双葉郡広野町に福島工場を建設。
昭和57年2月	株式会社川口ニッカ設立、試薬の製造販売を拡充。 (株式会社川口ニッカは平成3年5月より当社の無機薬品の製造受託を行っている。)
昭和63年4月	事業部制廃止。
平成3年3月	埼玉県北埼玉郡大利根町に大利根工場を建設。
平成10年8月	ISO9002薬品生産本部全品目認証取得。
平成11年4月	タイに子会社ネクサス・エレケミックCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成11年10月	ISO9002建材本部住宅建材製品認証取得。
平成12年5月	ISO14001埼玉・福島・大利根3工場及び研究所認証取得。
平成12年6月	タイに子会社サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成12年11月	ISO9001建材本部認証取得。
平成13年11月	ISO14001青柳工場認証取得。
平成16年3月	ISO9001ネクサス・エレケミックCO.,LTD.認証取得。
平成16年12月	ISO9001薬品営業本部・総合研究所認証取得。

3 【事業の内容】

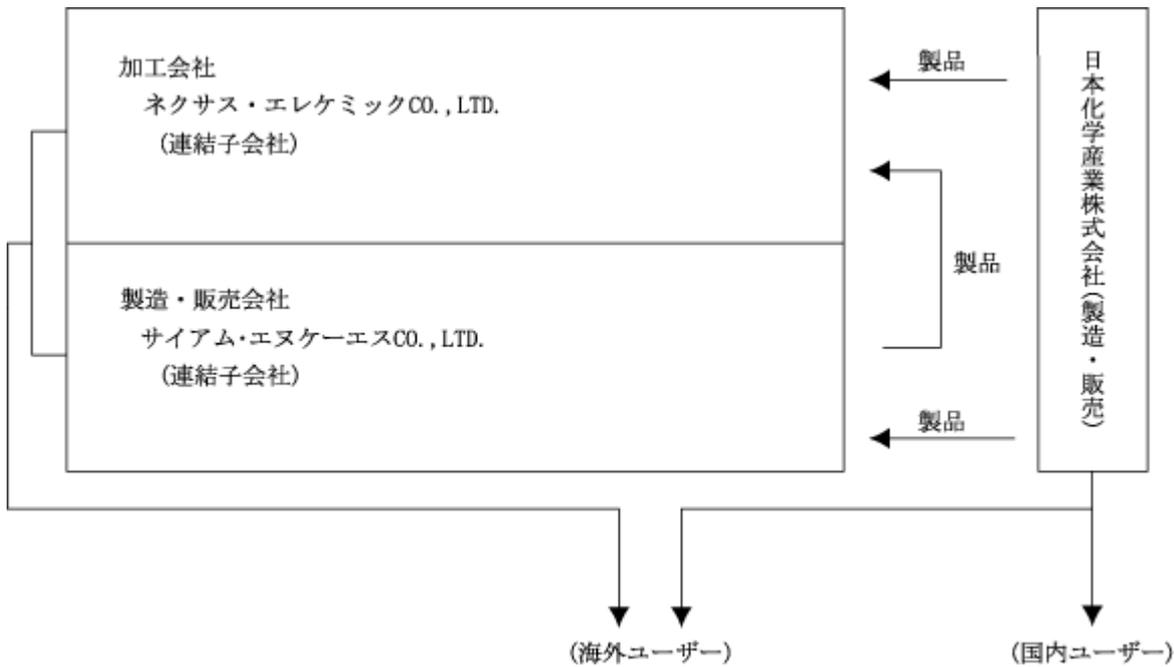
当社グループは、当社、子会社3社及び関連会社1社により構成されており、薬品、建材の製造、販売を主な事業としております。

当社グループ事業における主な位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。なお、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

薬品事業 当社は薬品を製造販売しております。連結子会社であるサイアム・エヌケーエスCO.,LTD. はめっき薬品を製造販売しており、ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は、当社製品及びサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の製品を使用し、めっき加工を行っております。

建材事業 当社が建材を製造販売しております。

以上述べた事項の概要図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の 関係
(連結子会社) ネクサス・エレミック CO.,LTD. (注) 2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 52,000	薬品事業	100	兼任3名	当社及び子会社サイ アム・エヌケー エスCO.,LTD.の製 品を使用しめっき 加工をしております。
(連結子会社) サイアム・エヌケーエス CO.,LTD.	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 30,000	薬品事業	100	兼任3名	子会社ネクサス・ エレミックCO., LTD.向けめっき用 薬品を製造してお ります。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	703 (52)
建材事業	52 (39)
全社(共通)	15 (4)
合計	770 (95)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
339 (95)	40.5	17.5	5,836,270

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合には、日本化学産業社員協議会(企業内組合)があり、平成21年3月31日現在の組合員数は244名であります。なお、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の日本経済は、上半期において原材料高騰の影響や需要の低迷による企業収益の悪化や輸出が弱含みで推移するなど景気の下振れが懸念されながらも際立った落込みにはなりませんでしたが、下半期に入り、米国のリーマンブラザーズの経営破綻を契機とする世界的な金融危機の深刻化、株式・為替・資源相場の急激な変動が実体経済に波及して世界同時不況へ突入し、日本経済も未曾有の景気の落込みに直面することになりました。

当社グループの薬品関連業界におきましては、情報技術関連や輸出関連を中心に景気後退の影響が続くなか、前記不況突入に伴う昨年11月以降の急激かつ全般的な需要低落に見舞われ、建材関連業界におきましても、住宅建設が伸び悩むとともに工作機械業界は不振を極め厳しい状況が続きました。

当社グループはこのようなかつてない厳しい事業環境の影響を最小限に抑えるべく、売上・利益の確保とコスト引き下げの徹底に取り組みましたが、急激な景気悪化に伴う世界的な需要の低落に抗し難く特に第3四半期以降の売上が大幅に減少した結果、当連結会計年度の売上高は前期比7,692百万円24.0%減の24,329百万円となりました。利益面では、前連結会計年度に引き続いてのコスト・経費の引き下げに努めましたが、ニッケル他の非鉄金属相場下落に伴う売価ダウンが原価に先行したことに伴うマイナスにより薬品部門の採算悪化が生じたことに加え、電池用薬品関連の増設投資に伴う減価償却費の発生や税制改正による機械装置の耐用年数短縮に伴う減価償却費の増加がある一方、生産数量が大幅に減少したことによって固定費負担増となったこと、更には当連結会計年度末における棚卸資産の評価損が前連結会計年度末に比し268百万円増加したことの影響もあり、上半期に比し下半期の利益が大幅に減少した結果、通期の業績は営業利益が前連結会計年度比2,215百万円62.4%減の1,337百万円、経常利益が前連結会計年度比2,151百万円59.6%減の1,459百万円、当期純利益が特別損失として投資有価証券評価損285百万円の発生により、前連結会計年度比1,452百万円69.6%減の634百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

薬品事業

薬品事業は、特に第3四半期以降に情報技術関連や輸出関連をはじめとして需要が急激に落ち込むなか、主要原料である非鉄金属の市場価格下落に伴う売価ダウンがあり、売上高は前連結会計年度比7,850百万円26.2%減の22,095百万円となりました。そのうちの海外売上高は、アジア経済の後退や価格競争の激化等により輸出数量が減少するなか、タイのネクサス・エレケミック社とサイアム・エヌケーエス社の事業環境も昨年11月以降悪化したことにより、前連結会計年度比1,467百万円29.0%減の3,588百万円(連結売上高の14.7%)となりました。

利益面につきましては、特に第3四半期以降の大幅な売上減少に加え、前記の非鉄金属相場下落に伴う採算悪化や電池用薬品関連の増設投資と税制改正に伴う減価償却費増の中での生産数量減に伴う固定費負担増により、またタイのネクサス・エレケミック社およびサイアム・エヌケーエス社の収益も昨年末の受注低下により伸び悩み、営業利益は前連結会計年度比2,403百万円64.5%減の1,322百万円と大幅な減少となりました。

建材事業

建材事業は、住宅建材関係において主力製品の防火通気見切り縁が堅調に伸び、一部既存品の落ち込みやその他建材関係において工作機械向けの制御盤用熱交換器クールフィンの売上が大きく落ち込んだものの、売上高は前連結会計年度比157百万円7.6%増の2,234百万円となりました。

利益面につきましては、増収とコスト・経費の削減努力の効果によって営業利益は前連結会計年度比119百万

円43.0%増の397百万円となりました。

(注) 「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」の金額表示には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで5,978百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで1,209百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで613百万円減少し、この結果、当連結会計年度末は、前連結会計年度末に比べ4,059百万円増加し、5,141百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、5,978百万円の増加(前連結会計年度は683百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、仕入債務の減少額1,471百万円、法人税等の支払額1,325百万円等による資金の減少があったものの、税金等調整前当期純利益が1,138百万円、売上債権の減少額4,944百万円、棚卸資産の減少額1,877百万円、減価償却費983百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、1,209百万円の減少(前連結会計年度は870百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、生命保険積立金の解約による収入が195百万円あったものの、有形固定資産の取得による支出が1,274百万円、投資有価証券の取得による支出が130百万円あったこと等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、613百万円の減少(前連結会計年度は115百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、配当金の支払334百万円、短期借入金の収支による減少額257百万円等であり、

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	13,030,782	9.8
建材事業	1,234,921	+1.5
合計	14,265,703	9.0

(注) 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	5,818,361	41.9
建材事業	201,373	+27.9
合計	6,019,734	40.8

(注) 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	22,095,093	26.2
建材事業	2,234,226	+7.6
合計	24,329,319	24.0

(注) 1 セグメント間の内部取引はありません。

2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。

3 【対処すべき課題】

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、世界的大不況による急激な需要の落ち込みが当初予想を上回る厳しいものとなっております。当社グループは、このような事業環境を前提としつつも、一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築するとともに、従来から取り組んできた高付加価値新製品への開発投資や新規事業の開拓等に取り組み、一層強靱な事業体質・収益力を築いて連結ベースでの「成長力」を強化いたしたく考えております。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様にご買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、向こう3ヵ年を期限とする中期経営計画においては、昨年秋のアメリカで発生した金融不安に起因する「世界的大不況」による世界的かつ急激な需要の落ち込みを前提としつつ設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし低稼働でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築してまいります。

そのため、まず安価原料の一層の活用を中心に、総てのコスト・経費を見直し、徹底して削減を図ることとしていきます。そのうえで従来から取り組んできた現行薬品・建材事業の拡大強化・環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材等の情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品への開発投資や新規事業の開拓等に取り組んでまいります。当社は、この計画を達成することにより、強靱な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様との利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレートガバナンスの充実については、下記「第4 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

また、コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」を策定し、この徹底を図るため、「コンプライアンス委員会規程」を策定しました。コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン(以下「第一回信託型ライツ・プラン」といいます。)を導入することを決議し、同年6月29日開催の当社第81回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認を頂きました。第一回信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様とその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、第一回信託型ライツ・プランを発動することとなります。

かかる第一回信託型ライツ・プランの有効期間が、平成21年6月30日をもって満了するため、平成21年5月13日開催の取締役会において、第二回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することとし、同年6月26日開催の第84回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。当社は、中央三井アセット信託銀行に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたします。本信託型ライツプランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集事項は以下のとおりです。(本新株予約権募集事項)

- (1) 申込期日
平成21年6月30日(火)
- (2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)
平成21年6月30日(火)
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。
 - 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。
- (4) 本新株予約権の総数
25,000,000個
- (5) 各本新株予約権の払込価額
無償とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所
中央三井信託銀行株式会社 本店
東京都港区芝三丁目33番1号
- (8) 本新株予約権の行使期間
平成21年6月30日(火)から平成24年6月30日(土)(ただし、平成24年6月30日(土)以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヵ月間経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。
- (9) 本新株予約権の行使の条件
- 1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、
(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同

法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)

又は、

- (イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグルー

プに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記 乃至 のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共

同の利益の最大化(当社の株主、取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。
- 4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (10) 本新株予約権の取得事由及び条件
- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。
- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の又はの決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- 権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合
- 当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合
- 当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合
- 上記乃至のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断

し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
当社の株主総会において、本新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法
により決議された場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)及び4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

- 2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

- 3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

- 4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

- 5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16)乃至の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記乃至についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出さ

れていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先

中央三井アセット信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、下記の仕組みを有していることから、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

合理的な客観的解除要件の設定

本新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

本新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権が行使可能になる時点を先送りする等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様ごの意思表示が反映されることが確保されているといえます。以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異

なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様が代わりに、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

有効期間を限定していること(サンセット条項)

本新株予約権の行使期間は原則として平成24年6月30日(土)までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。また、会社法第341条により、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

4 【事業等のリスク】

当社グループは工業薬品と住宅向けを中心とする建材製品の二つの事業分野に展開しており、特定分野への過度の集中は極力排しています。更に、当社グループの主力事業である工業薬品の分野においては、エレクトロニクス、自動車・船舶、石油化学、塗料・インキ、セラミック・ガラス、ゴム・プラスチック、エネルギー等、多方面に、多品種少量で供給しており、それぞれの分野の景気変動リスクは分散される構造となっております。このような中で、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある事業リスクは以下のようなものがあります。

薬品事業の非鉄金属・石油関連の原料など、建材事業の鉄・ステンレス・アルミ等の材料は、世界的需給関係や投機資金の動きなどにより急騰、急落することがあり、それによるコストの上昇が売価に転嫁できないリスク、相場下落の影響を売価が先行して受けるリスクがあります。

また、非鉄金属原料は、生産国が偏っており、政治的、経済的または自然災害トラブルにより供給面で障害が生ずるリスクがあります。

当社グループが製造・販売する工業薬品は、メーカーに納入する中間材が主体ですが、納入メーカーの事業戦略変更等が発生した場合、先方の都合により当該製品の納入中止等のリスクがあります。

当社グループが展開する事業分野で、当社グループ製品が引き続いて優位性を発揮する為には、絶えず新製品・新技術の開発が必要であります。投資に対する効果面で、必ずしも目標とした成果が得られないリスクがあ

ります。

当社グループの海外における生産・販売の拠点構築は、需要動向を勘案し、計画的、段階的に拡充しておりますが、進出先の法規制変更、テロ、戦争の勃発等、予期し得ない出来事により、現地での生産・販売が阻害され、業績、財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループが製造、販売する工業薬品および使用する原料の一部に、法令で定める劇毒物・危険物薬品があります。その管理については、法令を遵守するとともに内部統制の観点からも、万全を期しておりますが、使用、保管、輸送途上等での不測の事態によって発火、盗難、散逸等が発生した場合、火災の発生、環境汚染を招いたり、人体に危害が加わる可能性があります。ひいては損害賠償を求められるリスクがあります。

当社はISO9001はじめ製品の品質規格については、関連法規の遵守、ユーザーとの契約基準遵守等、管理、開発、生産、販売には万全を期しておりますが、不測の品質トラブルが発生し、当社製品や当社グループ製品全体の評価を低下させ、ひいては当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、従前通り、顧客に信頼され、満足していただける製品開発に加え、近年強く求められております地球環境に配慮した製品及び需要の伸びが期待できる二次電池をはじめとするIT関連の製品の開発に鋭意取り組んでまいりました。研究開発体制は、引き続いて重点テーマを全社プロジェクトチームで、市場ニーズへの対応を試作開発チームで、中長期のテーマを専門分野別チームでそれぞれ分担し、早期の販売実績化と拡販を最優先課題として推進いたしました。事業部門別の研究開発活動は次の通りでありました。

薬品事業においては、表面処理事業の柱であります無電解ニッケルめっき液「ニッケルブーマー」の更なる拡販に対応するため、ユーザーのニーズにお応えした開発品としてニッケルブーマーブラックの試作を開始いたしました。また、2006年7月に欧州で施行された環境基準(六価クロム、鉛等有害物質の濃度規制)を受けた環境対応型製品として、重金属フリー無電解ニッケルめっき液のサンプルワークに向け研究開発を続けてまいりました。その他表面処理剤の分野では、前連結会計年度から新たに開発に着手しましたニッケルフリーアルマイト封孔剤について、当連結会計年度より国内外のユーザーからの引き合いに対応してサンプルワークを開始し、ユーザーからは従来のニッケル系アルマイト封孔剤に匹敵する評価を頂いており、着実に品揃えを進めております。また、電子材料関係は、携帯電話やフラットパネルに使用されるフレキシブル回路基板では、配線の微細化が各ユーザーで本格化しておりますが、この分野においても汎用薬品のニッケルクロムシード層のエッチング液の他に銅選択エッチング液、ニッケル選択エッチング液等独自のエッチング処理薬剤を開発し、品揃えを進めております。二次電池用正極材につきましては、市場での競争力の強化を計るため、性能アップ、製造コストの低減、生産性の向上を実現するため試作品によるサンプルワークを進めており、ユーザーからは早期の製品化に期待が寄せられております。更に、新しい用途に向けた長寿命化、高容量化を実現する研究開発にも取り組んでおります。その他の分野においても、各種工業薬品、環境対応型薬剤や樹脂硬化触媒の開発等、ユーザーとの共同開発を含む各種用途に向けた素材開発を展開し、着実に成果を得てきております。

建材事業における新製品開発に関しましては、大手住宅ユーザー向けに防火、防水面でさらに性能をアップさせた新しいタイプの防火通気見切り縁の開発が完了し、納入を開始いたしました。また、主力製品である「防火通気見切り縁B M 2」におきましては、大手特定ユーザー向けに合わせた仕様追加を迅速な対応で進めております。その他住宅関連の新製品につきましては、継続して高水密換気性能を有し、デザイン性を兼ね備えた製品開発を進めるとともに、住宅の内部に用いられるシステム壁パネルや、長期優良住宅に向けた耐震性能向上を図った構造用補強パネルの開発を手掛けております。また、エクステリア関連製商品では、デザインと機能性を追求したポストシリーズの開発およびバリエーションを追加しての拡販を目指しております。これらのエクステリア関連製商品につきましては、新規手摺等の開発や、屋上緑化等の開発を重要課題として取り組んでおります。一方、制御盤用熱交換器「クールフィン」に関しましては、主に工作機械メーカー向けに、省エネ化対応品及び米国、欧州規格対応品の

製品群の充実を進めてまいりました。また、昨年の秋以降の工作機械業界の低迷を受け、現行品の性能を維持し、更に低コストの製品開発を進めた結果、市場への投入見通しも立ちつつあり、今後、拡販に向けての活動を積極的に展開してまいります。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、上記の各チームの活動費を含め423百万円(薬品事業371百万円、建材事業51百万円)であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

当社グループは、円滑な事業活動の為の資金確保に努めるとともに、適切な流動性の維持を図り、健全なバランスシートの維持を目的に財務活動を進めています。

当連結会計年度末の総資産は23,738百万円(前連結会計年度末比2,638百万円10.0%減)、うち流動資産は13,635百万円(同2,726百万円16.7%減)、固定資産は10,102百万円(同87百万円0.9%増)となりました。

流動資産の減少は、現金および預金が増加したものの、前期に比べ売上減に伴う受取手形、売掛金等売上債権の減少、在庫の圧縮等および原料の非鉄金属相場下落に伴う原材料、仕掛品、製品等棚卸資産が減少したことによるものです。

固定資産は、株式市場の低迷に伴う株価の下落等による投資有価証券の減少等がありましたが、電池関連の設備投資の増加等によりわずかながら増加しました。当連結会計年度末の負債の合計は4,149百万円(前連結会計年度末比2,348百万円36.1%減)、うち流動負債は3,434百万円(同2,284百万円39.9%減)、固定負債は715百万円(同63百万円8.1%減)となりました。流動負債の減少は、支払手形、買掛金、未払法人税等の減少が主な要因です。

当連結会計年度末の純資産は19,588百万円(前連結会計年度末比290百万円1.5%減)となりましたが、これは、その他有価証券評価差額金および為替換算調整勘定等の減少によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、純資産がわずかながら減少しましたが、総資産の減少により、前連結会計年度末の75.4%から当連結会計年度末は82.5%と上昇しました。また、一株当たりの純資産額は、前連結会計年度末の1,008円93銭から当連結会計年度末は994円29銭となりました。

(2) 経営成績

当社グループは、厳しい事業環境の影響を最小限に抑えるため、市場の動向に迅速かつ的確に対応し、当社グループ挙げて売上の確保・拡大に努めましたが、昨年11月以降の急激な景気悪化に伴う世界的な需要の低落により、売上高は24,329百万円(前連結会計年度比7,692百万円24.0%減)となりました。

営業利益は、非鉄金属相場下落に伴う採算悪化、電池用薬品関連の増設投資に伴う減価償却の発生、税制改正による機械装置の耐用年数短縮に伴う減価償却費の増加、生産数量が大幅に減少したことによる固定費負担増、期末における棚卸資産評価損が前期比大幅に増加したこと等により、1,337百万円(前連結会計年度比2,215百万円62.4%減)となり、当連結会計年度の売上高営業利益率は5.5%と、前連結会計年度より5.6ポイント減少いたしました。

経常利益は、営業外損益に大きな変動はありませんが、営業利益の大幅な減少により、1,459百万円(前連結会計年度比2,151百万円59.6%減)となり、売上高経常利益率は、前連結会計年度11.3%から当連結会計年度6.0%と5.3ポイント低下いたしました。

税金等調整前当期純利益は、営業利益の減少と投資有価証券評価損285百万円計上により、1,138百万円(前連結会計年度比2,426百万円68.1%減)となりました。

以上の結果、当期純利益は、634百万円(前連結会計年度比1,452百万円69.6%減)となり、一株当たりの当期純利益は32円23銭(前連結会計年度106円28銭)、自己資本利益率は3.2%(前連結会計年度10.9%)と大幅に降下しました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、今後の景気見通し、業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しております。

当連結会計年度の設備投資は総額2,044百万円であり、その主なものとしては、薬品事業部門では、新製品及び省力化・合理化を目的とした生産設備を主体として1,997百万円を実施いたしました。建材事業部門では、新製品生産設備を主体として44百万円を実施いたしました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計		
生産設備	埼玉工場 (埼玉県草加市)	薬品事業	無機薬品、有機薬品・その他製造設備	492,282	1,762,288	58,509 (40,487.07)	75,764	2,388,844	129
	青柳工場 (埼玉県草加市)	建材事業	住宅建材・その他建材製造及び販売設備	85,741	57,294	52,327 (17,662.75)	33,399	228,763	44
	福島工場 (福島県双葉郡 広野町)	薬品事業	無機薬品製造設備	291,124	855,913	123,712 (29,428.33)	70,258	1,341,009	28
	大利根工場 (埼玉県北埼玉郡 大利根町)	薬品事業	無機薬品、有機薬品製造設備	205,058	117,399	620,110 (13,335.72)	14,828	957,398	24
本社・ 営業設備	本社 (東京都台東区)	管理業務 薬品事業	本社管理業務及び東日本地区の販売設備	22,088	3,370	46,380 (354.57)	4,208	76,047	45
	大阪支店 (大阪市中央区)	薬品事業 建材事業	関西以西地区販売設備	7,988		162,729 (602.63)	1,582	172,300	20
	名古屋支店 (名古屋市中区)	薬品事業 建材事業	中京・東海地区販売設備	6,549	3,564	7,182 (162.79)	215	17,512	8
研究設備	総合研究所 (埼玉県草加市)	薬品事業	調査・研究・開発設備	35,563	5,479		35,077	76,120	35
厚生設備	越谷社宅 (埼玉県越谷市)	その他	社員住宅施設 (一部賃貸しております)	142,875		288,070 (1,946.00)		430,945	
	埼玉独身寮 (埼玉県草加市)	その他	社員住宅施設	31,289	244	9,111 (3,820.33)	1,767	42,413	
	青柳独身寮 (埼玉県草加市)	その他	社員住宅施設	37,840		108,613 (1,130.31)		146,453	

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

3 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

(2) 在外子会社

平成20年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ネクサス・ エレケミック CO.,LTD.	タイ国アユタヤ県	薬品事業	めっき加工 設備	134,563	312,025	11,686 (3,980)	19,959	478,233	424
サイアム・ エヌケーエ スCO.,LTD.	タイ国アユタヤ県	薬品事業	めっき用薬品 製造設備		5,427		2,747	8,174	7

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

3 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プランを導入することを平成18年6月29日開催の定時株主総会にて可決しました。

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
決議年月日	平成18年6月29日	同左
付与対象者	(注)1	同左
新株予約権の数	25,000,000個	同左
新株予約権のうち自己 新株予約権の数		
新株予約権の目的とな る株式の種類	当社普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(2)又は(3)により対象株式数(下記(2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後が生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>資本金の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。</p>	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は1円とする。</p>	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月3日(月)から平成21年6月30日(火)(ただし、平成21年6月30日(火)以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」欄の(1)(イ)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額	<p>各新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価額は行使価額とする。</p> <p>新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、行使に際して出資される財産の価額の全額を資本金として計上する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、新株予約権の割当日の前後を問わず、</p> <p>(ア)当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)であって、15%を超える議決権割合((i)当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有割合(証券取引法第27条の23第4項に定義される。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定される保有株券等の数をいう。)も計算上考慮されるものとする。)又は(ii)当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される。)に係る公開買付者及び特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に定義される。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に定義される。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。)を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則所定の開示の方法(下記(イ)において「適時開示方法」という。)に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。以下同じ。)がなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(以下に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
	<p>又は、</p> <p>(イ)当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項で定める場合を含む。以下本項において同じ。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。)</p> <p>以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループのいずれにも属さない者のみが、枠外注7及び注8に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者も含まれるものとする。</p> <p>また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。</p> <p>当社又は当社の子会社</p> <p>当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者</p>	

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
	<p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)</p> <p>当社を委託者とする信託の受託者として新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)</p> <p>上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライセンス・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の利益に反しないと認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、ある者による買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、新株予約権に係る新株予約権者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライセンス・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白であること</p> <p>当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと</p> <p>当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に事実上強要するものであること</p> <p>当該買収の条件(対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること</p> <p>上記 乃至 のほか、当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益(当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)に反する重大なおそれがあること</p>	

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
	<p>(3) 上記(2)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でなく、(iii)当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益に反する重大なおそれがないものである場合には、新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) 上記(4)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年連邦証券法レギュレーションD及び1933年連邦証券法その他各州法及びそのもとの関連規制(以上を総称して以下「米国証券諸法」という。)に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国証券諸法の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券諸法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。</p>	

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
	<p>(6) 受託者は、受託者の地位に基づいて新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記(1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p> <p>(7) 新株予約権者が、上記(1)から(6)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(6)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名捺印した確認書(下記乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること</p> <p>譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと</p> <p>譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者でないこと</p>	同左
取得条項に関する事項	(注) 2	同左
信託の設定の状況	(注) 3	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 当社は、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手續に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

2 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「新株予約権の行使の条件」欄に従い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)又は(5)により新株予約権を行使することができない者から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

(2) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、以下の 及び に掲げる者から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、それぞれ以下の 又は に定めるものを交付することができる。

上記「新株予約権の行使の条件」欄に従い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)又は(5)により新株予約権を行使することができない者：当社普通株式

新株予約権者のうち上記 に掲げる者以外の者：下記(注)11に定める当社の他の新株予約権

(3) 上記のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)又は(3)に従い新株予約権の全部が行使することができないとき

当社取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合

大規模買付者が提出した株主提案に基づき選任される当社取締役の数が、当該株主提案に係る株主総会開催時に
おいて在任する当社取締役の過半数となった場合

当社取締役会が新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場
合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議
した場合

特別委員会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会において、新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議
された場合

3 当社を委託者とし三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定して
おります。

4 取得の対価として交付される株式の種類及び数

(1) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 上記(注)2に従った新株予約権1個の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。
ただし、下記(3)及び(4)により交付株式数(下記(3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数
に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 各新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。た
だし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生
ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後
に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映
したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。

(4) 上記(3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要と
するとき

5 新株予約権の取得の対価として交付される他の新株予約権の内容及び数

(注)11のとおりとする。

6 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の(1)から(5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得さ
れていない新株予約権に代わる新株予約権を、当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」とい
う。)、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の
決定方針に沿った記載のある当該(1)から(5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限
るものとする。

(1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1
株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び(注)2等に準じて、合併等に際して当社取締
役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する
者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができな
い者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(6)の規定により新株予約権を行使することができない

者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄の乃至の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

7 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別途定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、証券取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

8 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)7の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

9 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

10 法令の改正等による修正

法令の新たな制定又は改廃により、「新株予約権等の状況」欄(注記部分を含む。)に記載の各条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、これらの各条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

なお、平成18年12月13日以降、「新株予約権の行使の条件」欄の以下の(1)及び(2)の各条項については対応する以下の各条項に読み替えられるものとする。

(1) 証券取引法施行令第7条第3項(読替前)

証券取引法施行令第7条第1項(読替後)

(2) 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項(読替前)

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項(読替後)

11 新株予約権の取得の対価として交付される新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の概要

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、1株とする。ただし、下記3)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき

(2) 本新株予約権の総数

25,000,000個を上限とした上で当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により本新株予約権の総数の調整が必要な場合、当社は必要な調整を行うものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社 本店
東京都港区芝三丁目33番1号

(5) 本新株予約権の行使期間

平成27年7月1日(水)から平成28年6月30日(木)まで。なお、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

- 1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 2) 上記(5)に規定する行使期間の初日以前であっても、当社株主総会が会社法第309条第1項所定の方法により別途その旨決議した場合、特別委員会が別途その旨決議した場合又は当社取締役会がその決議により別途その旨決定した場合には、本新株予約権を行使することができる。
- 3) (i)証券取引法第27条の23第1項に規定する大量保有報告書の提出を怠る等、権利発動事由の発生に関連して適用ある法令に違反した者、(ii)特定株主グループに属する者であることを故意に秘匿する等、当社との関係で著しく信義則に反する行為(不作為を含む。)等を行った者、及び(iii)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号所定の暴力団その他の反社会性、反公序良俗性の強い団体に所属し又は当該団体に直接若しくは間接に支配され若しくは実質的な影響力を行使されている者は、本新株予約権を行使できない。
- 4) その他当社取締役会が適切と認める条件を付すものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、本新株予約権が(注)2に記載されたところに従って交付されて以降上記(5)の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日(以下、本(7)において「第1基準日」という。)において、本新株予約権を有する者からそれらの者の有する本新株予約権の全部を取得し、その対価として、当該それらの者に対し本新株予約権1個当たり第1基準日の前日における当社普通株式1株の時価に相当する金額の金銭を交付する。
 - 2) 当社は、本新株予約権が(注)2に記載されたところに従って交付された後5年が経過した日以降上記1)に従って第1基準日が定まるまでの間、本新株予約権を有する全ての者(上記(6)3)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から当社による本新株予約権の取得を希望する旨の書面による通知が当社に到達した日(以下、本(7)において「第2基準日」という。)において、それらの者から当該者の有する本新株予約権の全部を取得し、その対価として、当該それらの者に対し、本新株予約権1個当たり第2基準日の前日における当社普通株式1株の時価に相当する金額の金銭を交付する。
 - 3) 上記1)又は2)の規定による金銭の交付は、当該各規定による本新株予約権の取得の日後3ヶ月を超えない範囲で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日に行うものとする。
 - 4) 上記1)又は2)に規定する時価とは、それぞれ第1基準日又は第2基準日の前日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - 5) 当社は、平成26年7月1日(火)から平成27年6月30日(火)までの間において、当社株主総会の特別決議による承認があったときは、いつでも本新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。
 - 6) 上記1)から5)までに定めるものの他、本新株予約権の取得事由等の詳細については、当社取締役会が別途定める。
- (8) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
- 2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
- 3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
- 4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
- 5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社：株式移転計画
本新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類
存続株式会社等の普通株式
本新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数
合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記(5)乃至(7)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が別途決定する。
 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。

- (9) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、行使に際して出資される財産の価額の全額を資本金として計上する。
- (10) 本新株予約権の譲渡制限
 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権証券の発行
 本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(3) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
昭和56年4月1日	1,880	20,680	94,000	1,034,000	94,000	337,867

(注) 無償株主割当による資本準備金の資本組入によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		22	11	115	44		1,263	1,455	
所有株式数(単元)		5,840	120	3,319	1,174		10,101	20,554	126,000
所有株式数の割合(%)		28.41	0.58	16.15	5.71		49.14	100.00	

(注) 自己株式は、「個人その他」に978単元、「単元未満株式の状況」に799株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	1,960	9.48
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2番3号	1,000	4.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	970	4.69
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	892	4.32
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.19
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	627	3.03
日本パーカラージング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	410	1.98
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	404	1.95
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	400	1.93
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号	370	1.79
計		7,693	37.20

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 日化産取引先グループ持株会は、平成21年4月10日付で主要株主になりました。

3 上記のほか、当社が所有している自己株式978千株(4.73%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 978,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式19,576,000	19,576	
単元未満株式	普通株式 126,000		1単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,576	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式799株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	978,000		978,000	4.73
計		978,000		978,000	4.73

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	3,152	2,103
当期間における取得自己株式	630	295

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (単元未満株の買増請求)	940	373		
保有自己株式数	978,799		979,429	

(注) 単元未満株の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を勘案のうえ配当を決定することとしております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

当期の剰余金の配当につきましては、今後の投資および激変する事業環境に備えるため内部留保の充実は引き続き必要であります。当期は前期に比し、当社単独の営業利益は70.5%、経常利益は62.1%、当期純利益は69.0%とそれぞれ大幅に減少し、連結の業績も各利益項目で前連結会計年度を下回る結果となりましたが、株主の皆様にお報いいたしたく、取締役会決議により、中間1株につき8円、総額157,610千円(支払開始日：平成20年12月5日)、期末1株につき8円、総額157,609千円(支払開始日：平成21年6月11日)とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発および海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年11月7日	157,610	8
平成21年5月14日	157,609	8

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	669	1,110	1,047	1,088	838
最低(円)	450	592	800	731	423

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	630	504	531	514	494	468
最低(円)	485	462	483	452	445	423

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		柳澤英二	昭和24年11月5日生	昭和48年4月 昭和58年7月 昭和62年4月 昭和63年4月 平成元年6月 平成5年6月 平成7年6月 平成8年4月 平成11年6月 平成15年6月 平成15年7月	新日本製鐵(株)入社 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 当社入社 当社建材本部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社建材本部長兼社長室長 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長(現任) ネクサス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長(現任) サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長(現任)	注2	212
取締役 相談役		吉田継男	昭和9年1月1日生	昭和31年3月 昭和45年5月 昭和54年6月 昭和58年6月 昭和62年6月 昭和63年11月 平成7年6月 平成11年4月 平成12年6月 平成15年6月	当社入社 当社総務部長 当社取締役 当社常務取締役(総務・人事担当) 当社専務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長 ネクサス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長 当社取締役相談役(現任)	注2	124
取締役	総務部長	久能忠生	昭和19年8月8日生	昭和49年2月 平成元年4月 平成12年10月 平成13年4月 平成17年6月	当社入社 当社建材本部業務課課長 当社総務部部长補佐 当社総務部長(現任) 当社取締役(現任)	注2	29
取締役	薬品生産 本部長	小林憲男	昭和26年5月3日生	昭和45年3月 平成6年4月 平成10年4月 平成13年7月 平成15年4月 平成17年6月	当社入社 当社薬品生産本部技術部検査課課長 当社薬品生産本部品質保証室長 当社薬品生産本部埼玉工場生産部長 当社薬品生産本部長(現任) 当社取締役(現任)	注2	13
取締役	社長室長	桜井俊二	昭和24年7月2日生	昭和49年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年12月 平成16年4月 平成16年6月 平成19年6月 平成19年6月	(株)三井銀行入社 (株)さくら銀行千住支店長 (株)さくら銀行国際企業ディビジョンカンパニー海外拠点統括部詰 (インドネシアさくら銀行社長) (株)三井住友銀行監査部副部長 (株)三井住友銀行業務監査部副部長 (株)三井住友銀行本店上席調査役 当社常勤監査役 当社取締役(現任) 当社社長室長(現任)	注2	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	薬品営業 本部長	丁子 幹雄	昭和22年5月19日生	昭和45年3月 平成4年4月 平成8年4月 平成11年4月 平成14年4月 平成18年6月 平成19年5月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年6月	当社入社 当社薬品営業本部東京営業部表面 処理営業課課長 当社薬品営業本部東京営業部高崎 出張所長 当社薬品営業本部名古屋支店長 当社薬品営業本部東京営業部長 当社薬品営業副本部長 兼 東京営業 部長 当社薬品営業本部長 兼 東京営業 部長 当社取締役(現任) 当社薬品営業本部長 当社薬品営業本部長兼海外本部長 (現任)	注2	13
常勤監査役		田中 龍一	昭和27年8月5日生	昭和50年4月 平成8年10月 平成12年4月 平成15年2月 平成15年6月 平成19年6月	三井信託銀行(株)入社 三井信託銀行(株)証券代行部次長 中央三井信託銀行(株)証券代行部次 長 中央三井証券代行ビジネス(株)業務 統括部長 中央三井証券代行ビジネス(株)取締 役 当社常勤監査役(現任)	注3	1
監査役		鉢村 淳	昭和8年4月1日生	昭和26年4月 昭和50年11月 昭和63年10月 平成7年6月 平成10年6月 平成15年10月 平成16年6月	(株)第一銀行入社 (株)第一勧業銀行小山支店長 第一地所(株)常務取締役宇都宮支店 長 第一地所(株)常勤監査役 当社監査役 当社常勤監査役 当社監査役(現任)	注3	21
監査役		富成 勝忠	昭和14年6月9日生	昭和37年4月 平成13年4月 平成13年6月	当社入社 当社薬品生産本部専任部長 当社監査役(現任)	注3	22
監査役		佐藤 榮太郎	昭和13年6月24日生	昭和43年2月 昭和47年9月 平成14年7月 平成20年6月	税理士登録 公認会計士登録 日本公認会計士協会東京会葛飾会 会長 当社監査役(現任)	注3	5
計							442

- (注) 1 常勤監査役田中龍一、監査役鉢村淳及び佐藤榮太郎の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2 平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3 平成20年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社は『企業は公器』との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、『成長』の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献するという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や運営方法を整備し、必要な施策を実施して行くことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを、経営上の重要課題として位置づけております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明

当社は、従来より少数の取締役(平成21年3月31日現在で7名、うち社外取締役はなし)全員が、原則として月1回開催される取締役会および常務会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役から報告される全社にわたるキメ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上での、適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。従いまして、当社は、執行役員制を導入せず、取締役全員が連帯し、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっており、その機能の更なる活性化と強化・充実に努めております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査制度の強化を図るため、社外監査役3名を含む4名で構成されております。常勤監査役は取締役会および常務会に、他の各監査役は取締役会に原則として毎回出席しており、取締役の業務執行を十分に監視しております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進して参りました。更に、会社法に従い、平成18年5月9日開催の取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の整備を進めております。

- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しました。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。

更に「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築いたしました。

- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。

なお、文書管理規程では、文書には電子媒体に記録されたものも含むとしましたが、コンピュータによる電子情報の重要性が増すなか、これへの対応として経営情報システムの企画、開発、改善、運用および保全について定めた「情報システム業務管理規定」を新たに策定いたしました。

また、会社が発行、受理する文書に押印することにより会社の権利、義務が発生する印章に関わる規程として「印章管理規程」を策定し、印章の作製、登録、交付、改廃、使用および保管についてルール化いたしました。

- ・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および金融商品取引法で求めら

れている財務報告の信頼性確保の体制整備については、プロジェクトチームを編成し、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化および内部監査部門による内部統制の有効性の評価を進めました。

八 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門である社長室(7名)は、リスクマネジメント、定款、諸規程遵守等、内部監査規程に基づく監査を実施しており、その結果については、取締役、監査役に報告いたしております。

また監査役は内部監査部門と連携して各事業所での実地監査を行うとともに、会計監査人と各事業所への監査に同行し、且つ会計監査人による監査計画及び監査状況等について報告を受けるなど、相互に連携をとり効率的、的確な監査に努めております。

二 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、明和監査法人に所属し、その氏名および監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 櫻井嘉雄 継続監査年数 15年

業務執行社員 大久保晴雄

業務執行社員 鈴木徹

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 1名 その他 3名

なお、会計監査上の問題点については、最低年2回監査役会と同監査法人との間で意見交換を行っております。

ホ 会社と社外監査役との関係

当社と当社の社外監査役(3名)の間には、現在、特別な人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

役員報酬の内容

取締役および監査役に対する報酬

取締役 8名 100百万円 (当社には社外取締役はおりません。)

監査役 5名 25百万円 (うち社外監査役 4名 21百万円)

当社定款における定め概要

- ・ 当社の取締役は12名以内と定めるほか、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行うこととし、累積投票によらないものと定めております。
 - ・ 株主総会の特別決議要件につきましては、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行うことができる旨定めております。
 - ・ 自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定めております。
 - ・ 剰余金の配当等の決定機関につきましては、株主へ機動的に利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨定めております。尚、これに伴い、取締役の任期を1年に短縮する旨定めております。
- 取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定めております。
- ・ 社外取締役、社外監査役、会計監査人との間で、それぞれが業務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮で

きるように、会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする責任限定契約を締結することができる旨定めております。

期末日現在、社外監査役田中龍一氏、社外監査役鉢村淳氏、社外監査役佐藤榮太郎氏、及び明和監査法人と責任限定契約を締結しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社			15	
連結子会社				
計			15	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について明和監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,081,706	5,141,383
受取手形及び売掛金	10,082,983	4,922,201
たな卸資産	4,742,010	-
商品及び製品	-	872,636
仕掛品	-	812,206
原材料及び貯蔵品	-	1,147,530
繰延税金資産	299,172	221,871
その他	158,015	521,733
貸倒引当金	2,140	3,870
流動資産合計	16,361,748	13,635,694
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,648,711	4,886,231
減価償却累計額	3,284,614	3,390,602
建物及び構築物(純額)	1,364,097	1,495,629
機械装置及び運搬具	8,853,405	9,972,916
減価償却累計額	6,373,302	6,849,116
機械装置及び運搬具(純額)	2,480,103	3,123,800
工具、器具及び備品	1,211,301	1,313,763
減価償却累計額	971,289	1,053,882
工具、器具及び備品(純額)	240,012	259,881
土地	1,605,636	1,600,128
建設仮勘定	29,016	43,858
有形固定資産合計	注2 5,718,865	注2 6,523,298
無形固定資産		
投資その他の資産	13,077	12,014
投資有価証券	注1 1,803,608	注1 1,346,833
生命保険積立金	452,859	339,747
保険積立金	232,950	183,997
繰延税金資産	157,502	95,690
長期預金	1,500,000	1,500,000
その他	138,315	122,616
貸倒引当金	1,669	21,270
投資その他の資産合計	4,283,566	3,567,614
固定資産合計	10,015,510	10,102,928
資産合計	26,377,259	23,738,622

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,118,087	1,570,821
短期借入金	注2 667,200	注2 410,000
未払法人税等	805,036	47,339
賞与引当金	405,000	170,000
役員賞与引当金	40,000	20,000
未払費用	302,161	-
その他	381,888	1,216,530
流動負債合計	5,719,373	3,434,691
固定負債		
長期未払金	151,700	135,100
繰延税金負債	10,939	100,713
退職給付引当金	461,768	401,906
環境対策引当金	10,942	10,942
その他	143,267	66,503
固定負債合計	778,618	715,165
負債合計	6,497,992	4,149,856
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	545,504	545,602
利益剰余金	18,437,918	18,737,929
自己株式	387,761	389,490
株主資本合計	19,629,661	19,928,041
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	62,133	117,322
為替換算調整勘定	187,471	221,953
評価・換算差額等合計	249,605	339,275
純資産合計	19,879,266	19,588,766
負債純資産合計	26,377,259	23,738,622

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	32,021,892	24,329,319
売上原価	注1 26,053,661	注1 20,806,118
売上総利益	5,968,231	3,523,201
販売費及び一般管理費	注2、注3 2,415,471	注2、注3 2,185,971
営業利益	3,552,760	1,337,229
営業外収益		
受取利息	10,785	7,366
受取配当金	35,755	44,560
仕入割引	27,884	26,964
不動産賃貸料	36,145	36,856
持分法による投資利益	16,139	-
為替差益	-	9,890
その他	15,759	41,530
営業外収益合計	142,469	167,169
営業外費用		
支払利息	34,542	17,986
売上割引	12,873	11,610
賃貸収入原価	12,872	12,629
為替差損	23,396	-
その他	1,292	2,940
営業外費用合計	84,977	45,166
経常利益	3,610,252	1,459,232
特別利益		
固定資産売却益	注4 307	注4 752
関係会社株式売却益	6,470	-
受取保険金	1,978	-
特別利益合計	8,756	752
特別損失		
固定資産売却損	注5 123	-
固定資産除却損	注6 47,747	注6 35,499
関係会社株式評価損	6,539	-
投資有価証券評価損	-	285,970
特別損失合計	54,410	321,469
税金等調整前当期純利益	3,564,598	1,138,515
法人税、住民税及び事業税	1,473,079	149,526
法人税等調整額	4,058	354,035
法人税等合計	1,477,138	503,562
当期純利益	2,087,460	634,952

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,034,000	1,034,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
前期末残高	453,743	545,504
当期変動額		
自己株式の処分	91,761	97
当期変動額合計	91,761	97
当期末残高	545,504	545,602
利益剰余金		
前期末残高	16,664,346	18,437,918
当期変動額		
剰余金の配当	313,888	334,941
当期純利益	2,087,460	634,952
当期変動額合計	1,773,571	300,011
当期末残高	18,437,918	18,737,929
自己株式		
前期末残高	446,179	387,761
当期変動額		
自己株式の取得	4,163	2,103
自己株式の処分	62,580	373
当期変動額合計	58,417	1,729
当期末残高	387,761	389,490
株主資本合計		
前期末残高	17,705,910	19,629,661
当期変動額		
剰余金の配当	313,888	334,941
当期純利益	2,087,460	634,952
自己株式の取得	4,163	2,103
自己株式の処分	154,342	471
当期変動額合計	1,923,751	298,379
当期末残高	19,629,661	19,928,041

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	683,925	62,133
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	621,792	179,456
当期変動額合計	621,792	179,456
当期末残高	62,133	117,322
為替換算調整勘定		
前期末残高	91,638	187,471
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	95,832	409,424
当期変動額合計	95,832	409,424
当期末残高	187,471	221,953
評価・換算差額等合計		
前期末残高	775,564	249,605
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	525,959	588,880
当期変動額合計	525,959	588,880
当期末残高	249,605	339,275
純資産合計		
前期末残高	18,481,475	19,879,266
当期変動額		
剰余金の配当	313,888	334,941
当期純利益	2,087,460	634,952
自己株式の取得	4,163	2,103
自己株式の処分	154,342	471
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	525,959	588,880
当期変動額合計	1,397,791	290,500
当期末残高	19,879,266	19,588,766

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,564,598	1,138,515
減価償却費	728,701	983,705
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1,350	21,330
賞与引当金の増減額 (は減少)	25,000	235,000
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	-	20,000
退職給付引当金の増減額 (は減少)	59,292	59,861
投資損失引当金の増減額 (は減少)	40,796	-
長期未払金の増減額 (は減少)	-	16,600
固定資産売却損益 (は益)	183	752
固定資産除却損	47,747	35,499
関係会社株式売却損益 (は益)	6,470	-
関係会社株式評価損	47,336	-
投資有価証券評価損益 (は益)	-	285,970
受取保険金	1,978	-
保険配当金	-	20,585
受取利息及び受取配当金	46,540	51,926
支払利息	34,542	17,986
為替差損益 (は益)	7,063	391
持分法による投資損益 (は益)	16,139	-
売上債権の増減額 (は増加)	1,893,498	4,944,498
たな卸資産の増減額 (は増加)	138,915	1,877,092
仕入債務の増減額 (は減少)	398,119	1,471,798
未払消費税等の増減額 (は減少)	114,891	67,412
その他	301,708	91,665
小計	2,206,876	7,269,386
利息及び配当金の受取額	46,804	52,089
利息の支払額	34,331	17,986
法人税等の支払額	1,535,589	1,325,130
営業活動によるキャッシュ・フロー	683,759	5,978,360

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	200,000	-
有形固定資産の取得による支出	877,442	1,274,822
有形固定資産の売却による収入	1,925	5,132
無形固定資産の取得による支出	3,350	-
投資有価証券の取得による支出	182,944	130,295
関係会社株式の売却による収入	127,764	16,170
受取生命保険金による収入	1,978	-
生命保険積立金の解約による収入	73,563	195,386
生命保険積立金の積立による支出	192,556	62,870
保険積立金の解約による収入	-	50,510
その他	19,763	8,635
投資活動によるキャッシュ・フロー	870,825	1,209,424
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,620,000	1,430,000
短期借入金の返済による支出	4,290,800	1,687,200
長期借入金の返済による支出	19,200	-
差入保証金の回収による収入	19,200	13,050
ファイナンス・リース債務の返済による支出	51,175	33,193
自己株式の取得による支出	4,163	2,103
自己株式の売却による収入	154,342	471
配当金の支払額	312,962	334,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	115,241	613,674
現金及び現金同等物に係る換算差額	34,024	95,583
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	37,800	4,059,677
現金及び現金同等物の期首残高	1,119,507	1,081,706
現金及び現金同等物の期末残高	1,081,706	5,141,383

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 ネクサス・エレケミックCO.,LTD. サイラム・エヌケーエスCO.,LTD. (2) 非連結子会社の名称 (株)川口ニッカ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 同左 (2) 非連結子会社の名称 同左 連結の範囲から除いた理由 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法を適用した関連会社数 持分法を適用した会社の名称 パシフィック・レアスペシャリティーマタル&ケミカルズINC. なお、同社については当連結会計年度において当該株式を全株売却したため、当連結会計年度末においては関連会社に該当しなくなりました。 (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 (株)川口ニッカ アクエリアン ソリューション インテグレイティード,LLC 持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。	(1) 持分法を適用した関連会社数 持分法を適用した会社の名称 (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 同左 持分法を適用しない理由 同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	ネクサス・エレケミックCO.,LTD.および サイラム・エヌケーエスCO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	同左

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 提出会社は当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ144,994千円減少しております。 また、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。 なお、本会計基準は中間連結会計期間においては、適用準備が整わなかったため連結会計年度末より適用しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左 たな卸資産 主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く) 提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>提出会社は法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以後に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ26,095千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>提出会社は当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ53,406千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>提出会社は当連結会計年度より、有形固定資産の耐用年数を見直し、当連結会計年度より機械装置の耐用年数を変更しております。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ202,888千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込み額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 提出会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>環境対策引当金 提出会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業(株)から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。</p> <p>(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>環境対策引当金 同左</p> <p>(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	同左
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金、取得日から3ヵ月以内に満期の到来する定期預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>ただし、この変更による当連結会計年度の損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1 財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用になることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,305,239千円、1,293,082千円、2,143,688千円であります。</p> <p>2 前連結会計年度において独立掲記しておりました「未払費用」(当連結会計年度185,353千円)は、負債及び純資産の合計の5/100以下であるため、当連結会計年度においては流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
注1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 8,000千円	注1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 8,000千円
注2 担保に供している資産 (イ)埼玉工場財団及び福島工場財団 建物及び構築物 438,622千円 機械装置 1,819,729千円 土地 153,961千円 工場財団合計 2,412,314千円 (ロ)青柳工場 建物 888千円 土地 52,327千円 (ハ)大阪支店 建物 5,085千円 土地 14,786千円 上記に対する債務 短期借入金 458,800千円	注2 担保に供している資産 (イ)埼玉工場財団及び福島工場財団 建物及び構築物 689,239千円 機械装置 2,602,957千円 土地 153,961千円 工場財団合計 3,446,158千円 (ロ)青柳工場 建物 824千円 土地 52,327千円 (ハ)大阪支店 建物 4,734千円 土地 14,786千円 上記に対する債務 短期借入金 255,800千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
注 1 売上原価には、商品 3,539千円、製品 14,288千円、仕掛品 14,708千円、原材料 112,457千円、合計 144,994千円の棚卸資産評価損が含まれております。	注 1 売上原価には、商品 2,321千円、製品 178,411千円、仕掛品 99,027千円、原材料 7,049千円、合計 268,068千円の棚卸資産評価損が含まれております。(は戻入益)
注 2 販売費及び一般管理費の主なもの	注 2 販売費及び一般管理費の主なもの
運賃・倉庫料・荷造費 501,811千円	運送費及び保管費 422,035千円
貸倒引当金繰入額 1,350千円	貸倒引当金繰入額 21,426千円
給与賞与 640,594千円	給与賞与 647,896千円
賞与引当金繰入額 122,852千円	賞与引当金繰入額 54,969千円
役員賞与引当金繰入額 40,000千円	役員賞与引当金繰入額 20,000千円
退職給付費用 45,821千円	退職給付費用 40,227千円
研究開発費 439,400千円	研究開発費 423,555千円
注 3 研究開発費は、439,400千円であります。	注 3 研究開発費は、423,555千円であります。
注 4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。	注 4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。
機械装置及び運搬具 307千円	機械装置及び運搬具 752千円
注 5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。	
機械装置及び運搬具 123千円	
注 6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	注 6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
建物及び構築物 13,877千円	建物及び構築物 2,633千円
機械装置及び運搬具 28,490千円	機械装置及び運搬具 30,088千円
工具、器具及び備品 5,378千円	工具、器具及び備品 2,777千円
計 47,747千円	計 35,499千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,130,147	4,600	158,160	976,587

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

特定の第三者への譲渡による減少 158千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	175,948	9.00	平成19年3月31日	平成19年6月13日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	137,939	7.00	平成19年9月30日	平成19年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	177,330	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月12日

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	976,587	3,152	940	978,799

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の売渡しによる減少 0千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	177,330	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月12日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	157,610	8.00	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	157,609	8.00	平成21年3月31日	平成21年6月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,081,706千円	現金及び預金 5,141,383千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 千円
現金及び現金同等物 1,081,706千円	現金及び現金同等物 5,141,383千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引	リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (工具、器具及び備品)	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (工具、器具及び備品)
取得価額相当額 92,042千円	取得価額相当額 92,042千円
減価償却累計額相当額 58,559千円	減価償却累計額相当額 77,000千円
期末残高相当額 33,482千円	期末残高相当額 15,041千円
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。	同左
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
1年以内 18,441千円	1年以内 12,840千円
1年超 15,041千円	1年超 2,200千円
合計 33,482千円	合計 15,401千円
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。	同左
支払リース料及び減価償却費相当額	支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料 18,441千円	支払リース料 18,441千円
減価償却費相当額 18,441千円	減価償却費相当額 18,441千円
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。	減価償却費相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	614,913	1,000,069	385,156
債券			
その他	8,847	10,322	1,475
小計	623,760	1,010,392	386,631
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	919,338	634,747	284,590
債券			
その他	7,167	7,077	90
小計	926,506	641,825	284,681
合計	1,550,266	1,652,217	101,950

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理は行っておりません。

2 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	143,390
計	143,390

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	207,724	331,264	123,540
債券			
その他			
小計	207,724	331,264	123,540
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,170,852	858,764	312,088
債券			
その他	16,015	11,330	4,685
小計	1,186,867	870,094	316,773
合計	1,394,592	1,201,358	193,233

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	137,474
計	137,474

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社グループは、当連結会計年度においてデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、総合設立型の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成19年 3月31日現在)

年金資産の額	461,860,591千円
年金財政計算上の給付債務の額	469,729,620千円
差引額	<u>7,869,028千円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日)

0.38%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高 60,021,274千円および当年度不足金3,759,721千円から別途積立金55,911,966千円を控除した額が差異の主な要因であります。この当年度不足金については、別途積立金を取崩して充当することが決定しております。

なお、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率15.5%、償却残余期間は平成19年 3月末で11年10月であります。

当連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成20年 3月31日現在)

年金資産の額	415,832,946千円
年金財政計算上の給付債務の額	497,473,070千円
差引額	<u>81,640,123千円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)

0.38%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高57,689,356千円および当年度不足金76,103,012千円から別途積立金52,152,245千円を控除した額が差異の主な要因であります。この当年度不足金については、別途積立金を取崩して充当することが決定しております。

なお、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率15.5%、償却残余期間は平成20年 3月末で10年10月であります。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日) (千円)	当連結会計年度 (平成21年3月31日) (千円)
イ 退職給付債務	1,120,778	1,115,493
ロ 年金資産	601,345	574,186
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	519,433	541,307
ニ 未認識数理計算上の差異	57,664	139,400
ホ 退職給付引当金(ハ+ニ)	461,768	401,906

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) (千円)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (千円)
イ 勤務費用	130,793	132,119
ロ 利息費用	22,728	22,415
ハ 期待運用収益	16,996	16,837
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	19,883	20,444
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	156,408	158,141

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ 割引率	2.0%	2.0%
ハ 期待運用収益率	2.8%	2.8%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	5年	5年

(追加情報)

前連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																																																														
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">163,620千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">56,570千円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td style="text-align: right;">61,286千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">186,554千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">240,321千円</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">58,577千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">130,952千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">42,084千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">32,472千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">972,439千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>特別償却準備金</td><td style="text-align: right;">9,063千円</td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">464,583千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">42,117千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10,939千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">526,703千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">445,735千円</td></tr> </table> <p>(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。</p> <table> <tr><td>流動資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">299,172千円</td></tr> <tr><td>固定資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">157,502千円</td></tr> <tr><td>固定負債 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">10,939千円</td></tr> </table>	賞与引当金	163,620千円	未払事業税	56,570千円	長期未払金	61,286千円	退職給付引当金	186,554千円	投資有価証券評価損	240,321千円	棚卸資産評価損	58,577千円	減損損失	130,952千円	減価償却費	42,084千円	その他	32,472千円	繰延税金資産合計	972,439千円	特別償却準備金	9,063千円	固定資産圧縮積立金	464,583千円	その他有価証券評価差額金	42,117千円	その他	10,939千円	繰延税金負債合計	526,703千円	繰延税金資産の純額	445,735千円	流動資産 繰延税金資産	299,172千円	固定資産 繰延税金資産	157,502千円	固定負債 繰延税金負債	10,939千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">68,680千円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td style="text-align: right;">54,580千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">162,370千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">80,062千円</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">166,877千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">128,569千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">45,787千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">79,527千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">26,471千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">812,926千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>在外子会社留保利益</td><td style="text-align: right;">88,277千円</td></tr> <tr><td>未収事業税</td><td style="text-align: right;">26,192千円</td></tr> <tr><td>特別償却準備金</td><td style="text-align: right;">5,191千円</td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">463,980千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">12,435千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">596,077千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">216,848千円</td></tr> </table> <p>(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。</p> <table> <tr><td>流動資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">221,871千円</td></tr> <tr><td>固定資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">95,690千円</td></tr> <tr><td>固定負債 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">100,713千円</td></tr> </table>	賞与引当金	68,680千円	長期未払金	54,580千円	退職給付引当金	162,370千円	投資有価証券評価損	80,062千円	棚卸資産評価損	166,877千円	減損損失	128,569千円	減価償却費	45,787千円	その他有価証券評価差額金	79,527千円	その他	26,471千円	繰延税金資産合計	812,926千円	在外子会社留保利益	88,277千円	未収事業税	26,192千円	特別償却準備金	5,191千円	固定資産圧縮積立金	463,980千円	その他	12,435千円	繰延税金負債合計	596,077千円	繰延税金資産の純額	216,848千円	流動資産 繰延税金資産	221,871千円	固定資産 繰延税金資産	95,690千円	固定負債 繰延税金負債	100,713千円
賞与引当金	163,620千円																																																																														
未払事業税	56,570千円																																																																														
長期未払金	61,286千円																																																																														
退職給付引当金	186,554千円																																																																														
投資有価証券評価損	240,321千円																																																																														
棚卸資産評価損	58,577千円																																																																														
減損損失	130,952千円																																																																														
減価償却費	42,084千円																																																																														
その他	32,472千円																																																																														
繰延税金資産合計	972,439千円																																																																														
特別償却準備金	9,063千円																																																																														
固定資産圧縮積立金	464,583千円																																																																														
その他有価証券評価差額金	42,117千円																																																																														
その他	10,939千円																																																																														
繰延税金負債合計	526,703千円																																																																														
繰延税金資産の純額	445,735千円																																																																														
流動資産 繰延税金資産	299,172千円																																																																														
固定資産 繰延税金資産	157,502千円																																																																														
固定負債 繰延税金負債	10,939千円																																																																														
賞与引当金	68,680千円																																																																														
長期未払金	54,580千円																																																																														
退職給付引当金	162,370千円																																																																														
投資有価証券評価損	80,062千円																																																																														
棚卸資産評価損	166,877千円																																																																														
減損損失	128,569千円																																																																														
減価償却費	45,787千円																																																																														
その他有価証券評価差額金	79,527千円																																																																														
その他	26,471千円																																																																														
繰延税金資産合計	812,926千円																																																																														
在外子会社留保利益	88,277千円																																																																														
未収事業税	26,192千円																																																																														
特別償却準備金	5,191千円																																																																														
固定資産圧縮積立金	463,980千円																																																																														
その他	12,435千円																																																																														
繰延税金負債合計	596,077千円																																																																														
繰延税金資産の純額	216,848千円																																																																														
流動資産 繰延税金資産	221,871千円																																																																														
固定資産 繰延税金資産	95,690千円																																																																														
固定負債 繰延税金負債	100,713千円																																																																														
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>試験研究費税額控除</td><td style="text-align: right;">1.9%</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">5.5%</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">1.1%</td></tr> <tr><td>在外子会社の利益</td><td style="text-align: right;">4.1%</td></tr> <tr><td>在外子会社留保利益</td><td style="text-align: right;">7.8%</td></tr> <tr><td>連結関連会社からの受取配当金</td><td style="text-align: right;">7.6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">44.2%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.8%	試験研究費税額控除	1.9%	外国税額控除	5.5%	住民税均等割額	1.1%	在外子会社の利益	4.1%	在外子会社留保利益	7.8%	連結関連会社からの受取配当金	7.6%	その他	0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2%																																																						
法定実効税率	40.4%																																																																														
(調整)																																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.8%																																																																														
試験研究費税額控除	1.9%																																																																														
外国税額控除	5.5%																																																																														
住民税均等割額	1.1%																																																																														
在外子会社の利益	4.1%																																																																														
在外子会社留保利益	7.8%																																																																														
連結関連会社からの受取配当金	7.6%																																																																														
その他	0.8%																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2%																																																																														

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	薬品事業 (千円)	建材事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	29,945,306	2,076,586	32,021,892		32,021,892
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	29,945,306	2,076,586	32,021,892		32,021,892
営業費用	26,219,915	1,798,811	28,018,727	450,404	28,469,132
営業利益	3,725,390	277,774	4,003,165	(450,404)	3,552,760
資産・減価償却費 及び資本的支出					
資産	19,057,274	1,178,691	20,235,965	6,141,293	26,377,259
減価償却費	657,157	53,131	710,289	18,412	728,701
資本的支出	649,111	53,638	702,749	8,962	711,712

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の主要製品

薬品事業 銅・？・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液、めっき加工

建材事業 アルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(450,404千円)は、提出会社本社の総務部等管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産(6,141,293千円)の主なものは、提出会社本社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

5 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれ、資本的支出には長期前払費用の増加額が含まれております。

6 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産(会計方針の変更)に記載の通り、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、各事業の営業費用、営業利益、資産の増加額又は減少額は以下のとおりであります。

	薬品事業 (千円)	建材事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業費用	126,100	18,893	144,994		144,994
営業利益	126,100	18,893	144,994		144,994
資産	126,100	18,893	144,994		144,994

- 7 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(会計方針の変更)に記載の通り、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は「薬品事業」が17,046千円、「建材事業」が8,575千円、「消去又は全社」が473千円増加し、連結営業利益が同額減少しております。
- 8 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(追加情報)に記載の通り、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は「薬品事業」が45,813千円、「建材事業」が7,223千円、「消却又は全社」が369千円増加し、連結営業利益が同額減少しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	薬品事業 (千円)	建材事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	22,095,093	2,234,226	24,329,319		24,329,319
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	22,095,093	2,234,226	24,329,319		24,329,319
営業費用	20,772,773	1,837,075	22,609,848	382,241	22,992,090
営業利益	1,322,320	397,150	1,719,471	(382,241)	1,337,229
資産・減価償却費 及び資本的支出					
資産	12,689,662	1,109,976	13,799,638	9,938,984	23,738,622
減価償却費	918,300	47,343	965,643	18,061	983,705
資本的支出	1,997,744	44,131	2,041,875	3,328	2,045,203

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の主要製品

薬品事業 銅・？・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液、めっき加工

建材事業 アルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(382,241千円)は、提出会社本社の総務部等管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産(9,938,984千円)の主なもの、提出会社本社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

5 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれ、資本的支出には長期前払費用の増加額が含まれております。

6 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(追加情報)に記載の通り、提出会社は減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、有形固定資産の耐用年数を見直し、当連結会計年度より機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度における営業費用は「薬品事業」が201,035千円、「建材事業」が1,852千円増加し、連結営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	5,004,512	50,797	5,055,310
連結売上高(千円)			32,021,892
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.6	0.2	15.8

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド
 その他：米国、ヨーロッパ諸国他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	3,546,034	42,091	3,588,125
連結売上高(千円)			24,329,319
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.6	0.1	14.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド
 その他：米国、ヨーロッパ諸国他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,008.93円	1株当たり純資産額 994.29円
1株当たり当期純利益 106.28円	1株当たり当期純利益 32.23円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	同左

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	19,879,266	19,588,766
普通株式に係る純資産額(千円)	19,879,266	19,588,766
差額の主な内訳(千円)		
普通株式の発行済株式数(千株)	20,680	20,680
普通株式の自己株式数(千株)	976	978
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	19,703	19,701

2 1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(千円)	2,087,460	634,952
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,087,460	634,952
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,641	19,701
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	同左

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(信託型ライツ・プラン設定のための新株予約権の発行)</p> <p>当社は平成21年 5月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する不適切な敵対的買収への具体的対抗策として、第一回信託型ライツ・プランに引き続き、第二回信託型ライツ・プランの設定を決議し、同年 6月26日開催の第84回定時株主総会にて承認可決されました。</p> <p>なお、本件についての詳細は「第 2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	667,200	410,000	1.5	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債				
ファイナンス・リース負債 (1年以内)	54,592	38,029	6.4	
ファイナンス・リース負債 (1年超)	133,284	56,475	6.4	平成22年～平成23年
計	187,877	94,504		
合計	855,077	504,504		

(注)1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 ファイナンス・リース負債(1年超)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
その他有利子負債				
ファイナンス・リース負債	40,938	15,090	447	

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高 (千円)	8,170,278	7,413,996	5,528,542	3,216,502
税金等調整前 四半期純利益金額 (千円)	1,073,246	558,410	137,485	630,627
四半期純利益金額 (千円)	659,938	353,605	112,564	491,156
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	33.49	17.95	5.71	24.93

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	783,306	4,888,116
受取手形	2,225,077	1,248,684
売掛金	7,380,408	3,372,771
商品	186,391	-
製品	1,107,014	-
商品及び製品	-	861,538
仕掛品	1,293,065	812,206
原材料	2,000,478	-
貯蔵品	56,172	-
原材料及び貯蔵品	-	1,061,164
繰延税金資産	298,356	221,138
未収還付法人税等	-	459,027
その他	154,768	57,218
貸倒引当金	2,140	3,870
流動資産合計	15,482,900	12,977,997
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,606,610	3,859,915
減価償却累計額	2,591,987	2,683,229
建物(純額)	1,014,622	1,176,686
構築物	789,368	848,390
減価償却累計額	641,735	664,009
構築物(純額)	147,632	184,380
機械及び装置	8,172,013	9,421,338
減価償却累計額	6,161,419	6,642,397
機械及び装置(純額)	2,010,594	2,778,940
車両運搬具	127,189	122,280
減価償却累計額	95,557	94,872
車両運搬具(純額)	31,631	27,407
工具、器具及び備品	1,148,652	1,265,305
減価償却累計額	941,495	1,028,130
工具、器具及び備品(純額)	207,156	237,174
土地	1,588,442	1,588,442
建設仮勘定	3,180	41,680
有形固定資産合計	注 5,003,259	注 6,034,713
無形固定資産		
借地権	1,682	1,682
ソフトウェア	3,126	2,456

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
電話加入権	7,848	7,848
施設利用権	419	26
無形固定資産合計	13,077	12,014
投資その他の資産		
投資有価証券	1,795,608	1,338,833
関係会社株式	265,827	265,827
出資金	1,810	1,810
破産更生債権等	99	19,700
長期前払費用	71,852	69,048
生命保険積立金	452,859	339,747
保険積立金	232,950	183,997
繰延税金資産	157,502	95,690
長期預金	1,500,000	1,500,000
その他	6,053	5,305
貸倒引当金	1,669	21,270
投資その他の資産合計	4,482,894	3,798,690
固定資産合計	9,499,231	9,845,418
資産合計	24,982,132	22,823,416
負債の部		
流動負債		
支払手形	847,995	581,990
買掛金	2,171,024	954,030
短期借入金	注 667,200	注 410,000
未払金	107,152	312,688
未払費用	269,112	169,282
未払法人税等	761,045	-
未払消費税等	106,812	39,399
前受金	60,502	25,910
預り金	13,771	13,168
賞与引当金	405,000	170,000
役員賞与引当金	40,000	20,000
設備関係支払手形	37,269	597,017
流動負債合計	5,486,885	3,293,487
固定負債		
長期未払金	151,700	135,100
退職給付引当金	461,768	401,906
環境対策引当金	10,942	10,942
その他	9,982	10,028
固定負債合計	634,393	557,977
負債合計	6,121,279	3,851,464

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金	337,867	337,867
その他資本剰余金	207,637	207,735
資本剰余金合計	545,504	545,602
利益剰余金		
利益準備金	258,500	258,500
その他利益剰余金	17,348,475	17,640,661
研究開発積立金	125,000	125,000
配当準備積立金	55,000	55,000
特別償却準備金	13,370	7,658
固定資産圧縮積立金	685,375	684,486
別途積立金	13,900,500	15,400,500
繰越利益剰余金	2,569,230	1,368,016
利益剰余金合計	17,606,975	17,899,161
自己株式	387,761	389,490
株主資本合計	18,798,718	19,089,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	62,133	117,322
評価・換算差額等合計	62,133	117,322
純資産合計	18,860,852	18,971,951
負債純資産合計	24,982,132	22,823,416

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	30,409,009	23,096,409
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	334,192	186,391
当期商品仕入高	10,188,412	6,040,508
合計	10,522,604	6,226,900
商品期末たな卸高	186,391	111,258
商品売上原価	注1 10,336,213	注1 6,115,641
製品売上原価		
製品期首たな卸高	1,051,370	1,107,014
当期製品製造原価	14,718,927	13,563,731
合計	15,770,297	14,670,746
製品他勘定振替高	注2 9,252	注2 3,900
製品期末たな卸高	1,107,014	750,279
原材料・仕掛品評価損	注1 127,166	注1 91,978
製品売上原価	注1 14,781,196	注1 14,008,544
売上原価合計	注1 25,117,409	注1 20,124,186
売上総利益	5,291,600	2,972,223
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	497,817	419,007
貸倒引当金繰入額	1,350	21,426
給料及び賞与	573,157	591,300
役員報酬	110,574	105,379
賞与引当金繰入額	122,852	54,969
役員賞与引当金繰入額	40,000	20,000
退職給付費用	45,821	40,227
福利厚生費	113,429	82,993
減価償却費	15,821	20,784
研究開発費	注7 439,400	注7 423,555
その他	328,771	305,907
販売費及び一般管理費合計	2,288,995	2,085,551
営業利益	3,002,605	886,671
営業外収益		
受取利息	9,565	6,317
受取配当金	注3 229,335	注3 258,576
仕入割引	27,884	26,964
不動産賃貸料	36,145	36,856
為替差益	-	10,501
雑収入	14,201	41,159
営業外収益合計	317,132	380,374

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業外費用		
支払利息	19,723	10,756
売上割引	12,873	11,610
貸貸収入原価	12,872	12,629
為替差損	25,215	-
雑支出	1,292	1,534
営業外費用合計	71,977	36,531
経常利益	3,247,760	1,230,515
特別利益		
固定資産売却益	-	注4 122
受取保険金	1,978	-
関係会社株式売却益	157,710	-
特別利益合計	159,688	122
特別損失		
固定資産売却損	注5 123	-
固定資産除却損	注6 46,563	注6 35,446
関係会社株式評価損	6,539	-
投資有価証券評価損	-	285,970
特別損失合計	53,227	321,416
税引前当期純利益	3,354,221	909,221
法人税、住民税及び事業税	1,335,400	21,418
法人税等調整額	4,368	260,674
法人税等合計	1,331,031	282,093
当期純利益	2,023,190	627,127

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
原材料費	注	11,861,324	79.4	10,118,382	76.4
労務費		1,601,764	10.7	1,418,140	10.7
経費		1,475,507	9.9	1,706,455	12.9
(うち減価償却費)		(603,340)		(870,713)	
(うち外注加工費)		(180,719)		(180,410)	
当期総製造費用		14,938,596	100.0	13,242,978	100.0
仕掛品期首たな卸高		1,137,623		1,293,065	
合計		16,076,220		14,536,043	
他勘定振替高		64,227		160,105	
仕掛品期末たな卸高		1,293,065		812,206	
当期製品製造原価	14,718,927		13,563,731		

原価計算の方法 組別総合原価計算法を採用しておりますが、期中は一部予定原価を用い、期末において原価差額を調整しております。

(注) 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
売上原価(仕掛品評価損)	14,708	99,027
販売費及び一般管理費	49,518	61,077
計	64,227	160,105

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,034,000	1,034,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	337,867	337,867
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	337,867	337,867
その他資本剰余金		
前期末残高	115,875	207,637
当期変動額		
自己株式の処分	91,761	97
当期変動額合計	91,761	97
当期末残高	207,637	207,735
資本剰余金合計		
前期末残高	453,743	545,504
当期変動額		
自己株式の処分	91,761	97
当期変動額合計	91,761	97
当期末残高	545,504	545,602
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	258,500	258,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	258,500	258,500

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
その他利益剰余金		
研究開発積立金		
前期末残高	125,000	125,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
配当準備積立金		
前期末残高	55,000	55,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	55,000	55,000
特別償却準備金		
前期末残高	19,082	13,370
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	5,712	5,712
当期変動額合計	5,712	5,712
当期末残高	13,370	7,658
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	686,253	685,375
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	878	888
当期変動額合計	878	888
当期末残高	685,375	684,486
別途積立金		
前期末残高	12,400,500	13,900,500
当期変動額		
別途積立金の積立	1,500,000	1,500,000
当期変動額合計	1,500,000	1,500,000
当期末残高	13,900,500	15,400,500
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,353,337	2,569,230
当期変動額		
剰余金の配当	313,888	334,941
当期純利益	2,023,190	627,127
特別償却準備金の取崩	5,712	5,712
固定資産圧縮積立金の取崩	878	888
別途積立金の積立	1,500,000	1,500,000
当期変動額合計	215,892	1,201,213
当期末残高	2,569,230	1,368,016

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	15,897,673	17,606,975
当期変動額		
剰余金の配当	313,888	334,941
当期純利益	2,023,190	627,127
特別償却準備金の取崩	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
別途積立金の積立	-	-
当期変動額合計	1,709,302	292,185
当期末残高	17,606,975	17,899,161
自己株式		
前期末残高	446,179	387,761
当期変動額		
自己株式の取得	4,163	2,103
自己株式の処分	62,580	373
当期変動額合計	58,417	1,729
当期末残高	387,761	389,490
株主資本合計		
前期末残高	16,939,237	18,798,718
当期変動額		
剰余金の配当	313,888	334,941
当期純利益	2,023,190	627,127
自己株式の取得	4,163	2,103
自己株式の処分	154,342	471
当期変動額合計	1,859,481	290,554
当期末残高	18,798,718	19,089,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	683,925	62,133
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	621,792	179,456
当期変動額合計	621,792	179,456
当期末残高	62,133	117,322
評価・換算差額等合計		
前期末残高	683,925	62,133
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	621,792	179,456
当期変動額合計	621,792	179,456
当期末残高	62,133	117,322

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	17,623,163	18,860,852
当期変動額		
剰余金の配当	313,888	334,941
当期純利益	2,023,190	627,127
自己株式の取得	4,163	2,103
自己株式の処分	154,342	471
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	621,792	179,456
当期変動額合計	1,237,689	111,098
当期末残高	18,860,852	18,971,951

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均 法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	月別総平均法による原価法(収益性の 低下による簿価引下げの方法) (会計方針の変更) 当事業年度から「棚卸資産の評価に 関する会計基準」(企業会計基準委員 会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第 9号)を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合に 比べて、売上総利益、営業利益、経常利 益及び税引前当期純利益はそれぞれ 144,994千円減少しております。 なお、本会計基準は中間会計期間にお いては適用基準が整わなかったため事 業年度末より適用しております。	月別総平均法による原価法(収益性の 低下による簿価引下げの方法)
3 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、耐用年数及び残存価額につい ては、法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度よ り、平成19年 4月 1日以後に取得した ものについて、改正後の法人税法に基 づく減価償却の方法に変更してしま います。 この変更に伴い、従来の方法によった 場合に比べ、営業利益、経常利益及び税 引前当期純利益はそれぞれ26,095千円 減少しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 なお、耐用年数及び残存価額につい ては、法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ53,406千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>有形固定資産の耐用年数の変更 減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、有形固定資産の耐用年数を見直し、当事業年度より機械装置の耐用年数を変更しております。この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ202,888千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。</p> <p>(5) 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業(株)から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 環境対策引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>ただし、この変更による当事業年度の損益への影響はありません。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
注 担保に供している固定資産			注 担保に供している固定資産		
		千円			千円
(イ) 埼玉工場財団及び 福島工場財団	建物	331,092	(イ) 埼玉工場財団及び 福島工場財団	建物	539,684
	構築物	107,530		構築物	149,555
	機械及び装置	1,819,729		機械及び装置	2,602,957
	土地	153,961		土地	153,961
	工場財団合計	2,412,314		工場財団合計	3,446,158
(ロ) 青柳工場	建物	888	(ロ) 青柳工場	建物	824
	土地	52,327		土地	52,327
(ハ) 大阪支店	建物	5,085	(ハ) 大阪支店	建物	4,734
	土地	14,786		土地	14,786
上記に対する債務			上記に対する債務		
短期借入金		458,800	短期借入金		255,800

[次へ](#)

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
注1 売上原価には、商品 3,539千円、製品 14,288千円、仕掛品 14,708千円、原材料 112,457千円、合計 144,994千円の棚卸資産評価損が含まれております。	注1 売上原価には、商品 2,321千円、製品 178,411千円、仕掛品 99,027千円、原材料 7,049千円、合計 268,068千円の棚卸資産評価損が含まれております。 (は戻入益)
注2 他勘定振替高は販売費及び一般管理費への振替であります。	注2 同左
注3 関係会社との取引 受取配当金 193,580千円	注3 関係会社との取引 受取配当金 214,015千円
注5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 車両及び運搬具 123千円	注4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 車両及び運搬具 122千円
注6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 12,830千円 構築物 245千円 機械及び装置 27,702千円 車両及び運搬具 451千円 工具、器具及び備品 5,332千円 <hr/> 計 46,563千円	注6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 2,633千円 機械及び装置 29,422千円 車両運搬具 666千円 工具、器具及び備品 2,724千円 <hr/> 計 35,446千円
注7 研究開発費の総額 439,400千円	注7 研究開発費の総額 423,555千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,130,147	4,600	158,160	976,587

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

特定の第三者への譲渡による減少 158千株

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	976,587	3,152	940	978,799

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の売渡しによる減少 0千株

[次へ](#)

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (工具、器具及び備品)	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (工具、器具及び備品)
取得価額相当額 92,042千円	取得価額相当額 92,042千円
減価償却累計額相当額 58,559千円	減価償却累計額相当額 77,000千円
期末残高相当額 33,482千円	期末残高相当額 15,041千円
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。	同左
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
1年内 18,441千円	1年内 12,840千円
1年超 15,041千円	1年超 2,200千円
合計 33,482千円	合計 15,041千円
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。	同左
支払リース料及び減価償却費相当額	支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料 18,441千円	支払リース料 18,441千円
減価償却費相当額 18,441千円	減価償却費相当額 18,441千円
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。	減価償却費相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)及び当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 163,620千円	賞与引当金 68,680千円
未払事業税 56,570千円	長期未払金 54,580千円
長期未払金 61,286千円	退職給付引当金 162,370千円
退職給付引当金 186,554千円	投資有価証券評価損 80,062千円
投資有価証券評価損 240,321千円	棚卸資産評価損 166,877千円
棚卸資産評価損 58,577千円	減損損失 128,569千円
減損損失 130,952千円	減価償却費 45,787千円
減価償却費 42,084千円	貸倒引当金 5,543千円
貸倒引当金 1,519千円	その他有価証券評価差額金 79,527千円
その他 30,137千円	その他 20,195千円
繰延税金資産合計 971,623千円	繰延税金資産合計 812,193千円
繰延税金負債	繰延税金負債
特別償却準備金 9,063千円	未収事業税 26,192千円
固定資産圧縮積立金 464,583千円	特別償却準備金 5,191千円
その他有価証券評価差額金 42,117千円	固定資産圧縮積立金 463,980千円
繰延税金負債合計 515,763千円	繰延税金負債合計 495,364千円
繰延税金資産の純額 455,859千円	繰延税金資産の純額 316,829千円
(注)当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注)当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
当事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
流動資産 繰延税金資産 298,356千円	流動資産 繰延税金資産 221,138千円
固定資産 繰延税金資産 157,502千円	固定資産 繰延税金資産 95,690千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.4%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.0%
	試験研究費税額控除 2.4%
	外国税額控除 6.8%
	住民税均等割額 1.3%
	その他 0.9%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.0%

[前へ](#) [次へ](#)

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)及び当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	957.24円	1株当たり純資産額	962.98円
1株当たり当期純利益	103.01円	1株当たり当期純利益	31.83円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	18,860,852	18,971,951
普通株式に係る純資産額(千円)	18,860,852	18,971,951
差額の主な内訳(千円)		
普通株式の発行済株式数(千株)	20,680	20,680
普通株式の自己株式数(千株)	976	978
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	19,703	19,701

2 1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	2,023,190	627,127
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,023,190	627,127
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,641	19,701
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	同左

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(信託型ライツ・プラン設定のための新株予約権の発行)</p> <p>当社は平成21年5月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する不適切な敵対的買収への具体的対抗策として、第一回信託型ライツ・プランに引き続き、第二回信託型ライツ・プランの設定を決議し、同年6月26日開催の第84回定時株主総会にて承認可決されました。</p> <p>なお、本件についての詳細は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。</p>

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘 柄		株 式 数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価 証券	其他有価 証券	日本パーカライジング(株)	219,000	187,464
		日本精化(株)	308,000	155,540
		(株)東京都民銀行	66,775	101,498
		(株)三菱ケミカルホールディングス	176,000	59,136
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	16,563	56,479
		荏原ユーザライト(株)	93,000	147,963
		三井生命(株)	200,000	100,000
		(株)りそなホールディングス	55,878	73,200
		第一稀元素化学工業(株)	29,900	21,827
		(株)みずほフィナンシャルグループ	218,030	40,989
		東洋インキ製造(株)	196,618	39,126
		日本化学工業(株)	279,000	44,082
		日本ピグメント(株)	240,000	38,160
		関東電化工業(株)	100,000	30,400
		ユミコア・スペシャリティイー・ケミカルズ・スービック, INC.	41,528,239	33,361
		(株)神戸製鋼所	136,990	17,260
		(株)八十二銀行	60,000	34,260
		新日本空調(株)	66,700	51,359
		日本精鉱(株)	122,000	14,762
		石原薬品(株)	21,560	20,482
三洋工業(株)	100,000	15,200		
新光証券(株)	62,688	11,973		
その他17銘柄	142,408	32,977		
計		44,439,349	1,327,503	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価 証券	其他有価 証券	投資信託(新光)	
		ニュー・トピックス・インデックス インデックス・マネージメント・ファン ド225	20,980,780
		27,251,676	4,651
計		48,232,456	11,330

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,606,610	259,644	6,338	3,859,915	2,683,229	97,225	1,176,686
構築物	789,368	59,022		848,390	664,009	22,273	184,380
機械及び装置	8,172,013	1,460,499	211,174	9,421,338	6,642,397	669,066	2,778,940
車両運搬具	127,189	16,917	21,826	122,280	94,872	16,456	27,407
工具、器具及び備品	1,148,652	158,919	42,266	1,265,305	1,028,130	126,114	237,174
土地	1,588,442			1,588,442			1,588,442
建設仮勘定	3,180	1,992,298	1,953,797	41,680			41,680
有形固定資産計	15,435,456	3,947,300	2,235,402	17,147,353	11,112,640	931,136	6,034,713
無形固定資産							
借地権				1,682			1,682
ソフトウェア				3,350	893	670	2,456
電話加入権				7,848			7,848
施設利用権				5,955	5,928	393	26
無形固定資産計				18,836	6,821	1,063	12,014
長期前払費用	83,866	428	1,180	83,114	14,065	2,051	69,048
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 増加の主なもの、建物 電池用薬品増産建屋142,145千円、機械及び装置 電池用薬品増産設備等薬品生産設備 1,194,805千円であります。

2 無形固定資産の金額が資産の総額の百分の一以下であるため「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3 長期前払費用の償却の方法は定額法によっております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,809	23,570	99	2,140	25,140
賞与引当金	405,000	170,000	405,000		170,000
役員賞与引当金	40,000	20,000	40,000		20,000
環境対策引当金	10,942				10,942

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	4,853
預金	
当座預金	4,882,565
普通預金	697
小計	4,883,262
合計	4,888,116

受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
金森産業株式会社	66,298
森幸鍍金材料株式会社	64,544
稲垣薬品興業株式会社	49,297
日化産商事株式会社	39,366
株式会社イセヤマ	35,654
その他	993,522
合計	1,248,684

(ロ)期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成21年4月	466,582
5月	345,342
6月	276,497
7月	141,428
8月	18,833
合計	1,248,684

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソニー株式会社	392,188
丸善薬品産業株式会社	384,840
J F E ミネラル株式会社	269,724
小西安株式会社	154,456
その他	2,171,561
合計	3,372,771

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
7,380,408	24,124,391	28,132,028	3,372,771	89.3	81.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
無機薬品	93,118
有機薬品その他	15,603
住宅建材	2,536
計	111,258
製品	
無機薬品	486,707
有機薬品その他	132,918
住宅建材	127,889
その他建材	2,764
計	750,279
合計	861,538

仕掛品

品名	金額(千円)
薬品部門仕掛品	760,783
建材部門仕掛品	51,422
合計	812,206

原材料及び貯蔵品

品名	金額(千円)
薬品部門	902,943
建材部門	158,221
合計	1,061,164

長期預金

区分	金額(千円)
定期預金	1,500,000

支払手形及び設備関係支払手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
支払手形	
石原薬品株式会社	80,437
圓商産業株式会社	69,372
日本電工株式会社	35,147
山形化学株式会社	23,519
木曾興業株式会社	21,985
その他	351,527
小計	581,990
設備関係支払手形	
三豊化工機株式会社	238,707
アクトシステムエンジニアリング株式会社	103,750
株式会社三鈴エリー	86,761
その他	167,798
小計	597,017
合計	1,179,008

(口)期日別内訳

期日別	支払手形金額(千円)	設備関係支払手形金額(千円)
平成21年4月	198,447	222,970
5月	165,968	135,093
6月	100,835	110,271
7月	101,584	120,273
8月	15,134	640
9月	19	7,770
合計	581,990	597,017

買掛金

相手先	金額(千円)
E R A M E T	181,357
株式会社扇谷	61,078
正同化学工業株式会社	56,878
佐藤金属株式会社	50,133
伊勢化学工業株式会社	35,956
その他	568,625
合計	954,030

(3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 又は買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款において、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しない旨が規定されております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第83期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)平成20年6月30日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第84期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)平成20年8月14日関東財務局長に提出

第84期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)平成20年11月14日関東財務局長に提出

第84期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)平成21年2月13日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。平成21年4月10日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井嘉雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大久保晴雄

業務執行社員 公認会計士 鈴木徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社は、当連結会計年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。また、法人税法の改正に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月25日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井嘉雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大久保晴雄

業務執行社員 公認会計士 鈴木徹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社の第三者割当による新株予約権の発行が、平成21年5月13日の取締役会で決議されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月17日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井嘉雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大久保晴雄

業務執行社員 公認会計士 鈴木徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第83期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載のとおり、会社は、当事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。また、法人税法の改正に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月25日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井嘉雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大久保晴雄

業務執行社員 公認会計士 鈴木 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第84期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社の第三者割当による新株予約権の発行が、平成21年5月13日の取締役会で決議されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。